

# 厚生委員会会議録

平成28年12月14日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 12:29

## 案 件

1. 議案第126号 平成28年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
2. 議案第127号 平成28年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)
3. 議案第128号 平成28年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
4. 議案第139号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
5. 議案第141号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例
6. 議案第149号 財産の譲渡(幸袋こども園舎)
7. 議案第142号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例
8. 議案第144号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
9. 議案第146号 飯塚市病院事業条例
10. 議案第148号 契約の締結(若菜児童館建設工事)

## 【 報告事項 】

1. 飯塚市民生委員児童委員の一斉改選について (保護課)
2. 国民健康保険制度改革の概要等について (医療保険課)

---

## ○委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「議案第126号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○医療保険課長

「議案第126号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の補足説明をいたします。

補正予算書の127ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億481万9千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億3496万7千円とするものでございます。

また、第2条で債務負担行為について定めており、130ページの第2表のとおり、レセプト点検委託料につきまして、期間を平成28年度から平成30年度まで、限度額を平成29年度は1766万2千円、平成30年度は1766万3千円といたしております。

今回の補正は、本年度上期の実績をもとに、決算見込額を精査いたしまして、歳入歳出予算において減額をいたしております。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明をいたします。140ページをお願いいたします。まず、歳出予算の主なものについてご説明いたします。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、1735万円の減につきましては、人件費の減等によるものでございます。なお、平成30年度からの国保広域化に伴う国民健康保険システム改造委託料115万2千円を計上いたしております。

142ページをお願いいたします。2款、保険給付費、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費につきましては、被保険者数の減及び一人当たり医療費の減等により、

2373万4千円減の82億2088万8千円を計上いたしております。2款、保険給付費、2項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費につきましては、9月分までの実績から3月分までの見込みを推計し、380万3千円減の12億3557万1千円を計上いたしております。

143ページをお願いいたします。3款、後期高齢者支援金、4款、前期高齢者納付金及び144ページの6款、介護納付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金への納付額が確定いたしましたので、その額にあわせてそれぞれ補正をいたしております。7款、共同事業拠出金、1項、共同事業拠出金、1目、高額医療費共同事業拠出金につきましては、前期における高額医療費の伸び等により、7225万4千円増の4億7064万1千円を計上いたしております。同じく、3目、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、前期実績が当初見込みを下回り、3826万3千円減の36億4235万円を計上いたしております。

146ページをお願いいたします。9款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、2目、償還金につきましては、平成27年度の国庫負担金等の超過交付分を返還するもので、4295万3千円を計上いたしております。

133ページをお願いいたします。次に、歳入予算の主なものについてご説明いたします。1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、8月分までの調定実績から3月までの調定額を推計いたしまして、当初予算額25億3348万6千円から、約2%減の24億8413万3千円を計上いたしております。この減額の主な要因といたしましては、軽減対象の拡大に伴います、軽減世帯の増加等によるものでございます。

135ページをお願いいたします。3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、療養給付費等負担金につきましては、歳入予算の前期高齢者交付金の大幅な減、歳出予算の療養給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金の減等に伴いまして、2177万7千円を増額いたしております。同じく、2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金につきましては、1節の普通調整交付金で、基盤安定繰入金の確定、県調整交付金及び療養給付費等国県負担金減額分繰入金等の精査に伴い、歳入不足を補うための財源調整額が764万5千円増となることなどにより、総額で1931万9千円を増額いたしております。

136ページをお願いいたします。同じく、2目、保険制度関係業務準備事業費補助金につきましては、歳出予算でもご説明いたしましたが、平成30年度からの国保の広域化に伴います、電算処理システムの構築に要する経費に対する補助金115万2千円を計上いたしております。補助率は10分の10でございます。4款、療養給付費交付金につきましては、平成27年度の未交付分3351万1千円の追加交付等により、4057万7千円の増額となっております。5款、前期高齢者交付金につきましては、交付額が確定しましたので、2億6092万4千円を減額いたしております。6款、県支出金、1項、県負担金、1目、高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費共同事業拠出金の増に伴い、1806万4千円を増額いたしております。

137ページをお願いいたします。7款、共同事業交付金、1項、共同事業交付金、2目、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、前期実績から決算見込額を推計し、1億2999万円を減額いたしております。9款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定事業繰入金の増、普通交付税の係数変更によります財政安定化支援事業繰入金の減などにより、1883万4千円を減額いたしております。

138ページをお願いいたします。10款、繰越金につきましては、平成27年度の繰越金2億2946万円を計上いたしております。11款、諸収入、3項、雑入、2目、退職被保険者等第三者納付金につきましては、退職被保険者に係る交通事故に起因する納付金の増によりまして、2209万6千円を増額いたしております。同じく、3目、一般被保険者返納金につ

きましては、一般被保険者に係る療養費等の過誤給付返納金の増によりまして、2034万2千円を増額いたしております。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

歳入のほうですけれども、随分と減額が続いています。

○委員長

宮嶋委員、ページ数を教えてください。

○宮嶋委員

133ページです。減額補正になっております。減額の理由は先ほど軽減世帯の増加ということと言われましたけれども、もっと具体的に国保の加入世帯と人数、こういう人数がどういふふうに変ったのか、教えてください。

○医療保険課長

一般被保険者の国民健康保険税に関してでございますが、当初賦課の時点の世帯数が、1万8604世帯でございました。これが今回の決算見込みで525世帯減の1万8079世帯となっております。また、被保険者数で申し上げますと、当初賦課の時点で、医療分、支援分でございますが、2万9965人でありましたものが、決算見込みでは2万9384人、差し引き581人の減となっております。

○宮嶋委員

この数字が減った理由をお尋ねします。

○医療保険課長

被保険者、それから世帯数の減ということでございますが、年々人口も減少しておりますし、ことに限りましては、本年10月から短時間労働者の被用者保険への適用拡大といったことも影響しているものと思われまます。

○宮嶋委員

仕事に就かれて、国保から抜けられたということで、それと軽減世帯の増加ということと言われましたけれども、これについて説明をお願いします。

○医療保険課長

本年4月に国保税改正を行っております。地方税法施行令の一部改正に伴いまして、5割軽減、2割軽減の軽減対象範囲の拡大、いわゆる被保険者数に乗じる額の改正がっております。5割軽減で申し上げますと、判定所得の算定におきまして、33万円に、平成27年度までは被保険者一人当たり26万円を乗じた額が、所得の軽減判定となっております。これが、ことしの4月からの改正によりまして、一人当たり26万5千円ということで、5千円判定所得算定にあたっての額が引き上げられております。また、2割軽減につきましては、一人当たり47万円でありましたものが48万円ということで、1万円所得判定の額が引き上げられたということによる軽減対象の拡大でございます。

○宮嶋委員

それによって大体、何世帯ずつぐらい、それがふえたのか、わかりますか。

○医療保険課長

平成28年度当初、それから今回の補正で比較いたしますと、医療分で申し上げますと5割軽減で170人の増、それから2割軽減で185人の増といったふうになっております。また支援分につきましては、5割軽減で170名の増、2割軽減で185名の増。またちなみに、7割軽減で申し上げますと、医療分では273人の増、支援分につきましては、273人で同じですね。ということで、いずれにしましても、軽減対象の被保険者数が増加している状況で

ございます。

○宮嶋委員

人数が減ったことと、軽減世帯がふえたことで、保険税の収入が減る見込みであるということですね。それから142ページです。これは、療養給付費が減額になっているんですが、これは人数が減ったのか。一人当たりの医療費が減ったのか、その辺のバランスというか、その辺を教えてください。

○医療保険課長

もちろん被保険者数の減ということもございます。それとあわせまして、平成28年度当初予算におけます一人当たりの単価、これが今回の補正の決算見込みの時点で単価が減となったことが主な理由でございます。

○宮嶋委員

一人当たりの医療費、かかった単価というか、その辺のところはわからないんでしょうかね。病院にかかる数が減ったのか。一人一人の医療費が減ったのか。

○医療保険課長

この決算見込み額の算定に当たりましては、若人、それから70歳から74歳の高齢の被保険者、それから未満前期65歳から69歳の方たちに区分しまして、一人当たりの単価を見積もりまして、予算を計上しているところですが、これが当初と比較いたしまして、高齢の70歳から74歳の高齢の被保険者の単価が、特に大幅に減っておりまして、その主な要因としましては、これは平成28年3月から7月と平成27年3月から7月の同期を比較いたしまして、入院件数、医科診療の入院件数で176件。それから、日数にしまして、2551人の減、入院が件数にしまして2492件の減、日数にしまして7589日の減ということで、大幅に前年度と比べまして入院件数等がかなり減ってきたことが主な要因でございます。

○宮嶋委員

先ほど人数が減ったというのは加入者が減ったという話で、今は患者さんの数が減ったのかどうかということを知りたいんですね。今言われたように、随分減ってきているということですが、この要因というか、どういうことでこんなふうになったのかというのを分析されていますでしょうか。

○医療保険課長

あくまでもこの減は昨年度と比較しての数でございます。逆に言いますと昨年の前期の実績がかなり当初見込みよりも医療費が増高しておりました。28年度の予算編成に当たりましては、27年度の決算見込みを参考に編成した関係もありまして、実際にこのような減ということになっております。細かい内容につきましては、分析はいたしておりませんが、こういった入院患者の件数が減ってきた。いわゆる在宅に戻られる方がふえたということ。それから、そのままですが、通院をされる方が減ってきたということでございます。

○宮嶋委員

予防という形で、いろんな検診だとかということで、予防のほうに力を入れられて、患者さんが減ってきたということであれば、本当に望ましいことではないかなと思いますけれども、これは、そのときどきのいろんな病気が流行ったりとかいうことでは、変化があるんだろうというふうに思いますが。次に、こういう中で、今の滞納の状況と資格証明書とか短期保険証の今の発行状況をお尋ねします。

○医療保険課長

27年度の数で申し上げさせていただきます。平成28年3月末現在の短期証の交付世帯数、これは1247世帯でございます。また資格証明書交付世帯数につきましては、630世帯ということになっております。平成27年度末の数字でございます。

○宮嶋委員

この3月末時点というのが1番多い数字なんですかね。資格証の数が多い気がしますけど、例年このくらいですか。

○医療保険課長

平成27年度で申し上げますと、資格証交付世帯数につきましては、695世帯、それから平成25年度で申し上げますと、653世帯ということで、平成27年度末は若干減少しているものと思われまます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩10:21

再開10:21

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

ほかにもろもろとあるんですが、いわゆる国民健康保険税は住民の健康を守るという立場に立てば、資格証、被保険者証の交付がいまだに続いているということがあります。それで、詳しくは本会議で述べたいと思えますけれども、反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第126号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について、原案どおり可決することに賛成の委員は、挙手願います。

(挙手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第127号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○介護保険課長

「議案第127号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」の補足説明をいたします。

補正予算書の151ページをお願いします。今回の補正は、決算見込みにより補正を行うもので、第1条第1項におきまして、保険事業勘定の歳入歳出を、それぞれ1億7658万4千円追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ139億6281万5千円に、同条第3項で、介護サービス事業勘定の歳入歳出を、それぞれ64万5千円を減額し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ9428万8千円にしようとするものです。

第2条におきまして、債務負担行為を行うものです。155ページ、第2表債務負担行為をお願いします。地方自治法第214条の規定により、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援委託料を平成28年度から平成29年度の期間で、限度額593万円とするもので、来年4月からの実態調査や計画策定の事前準備行為が必要なため、債務負担行為を行うものです。

続きまして、補正の内容につきましては、保険事業勘定の事項別明細により、主なものについて、歳出・歳入の順で説明いたします。

161ページをお願いします。1款、総務費、1項、総務管理費の229万4千円の増額につきましては、1目、一般管理費において、当初予算からの人件費の組替え等に伴うものです。同款、総務費、1項、徴収費の32万9千円の減額につきましては、主なものとして、1目、賦課徴収費の印刷製本費の保険料納入通知書において、行政システムとの業務委託内容の変更により34万9920円が減額となったものです。

次ページの同款、3項、介護認定審査会費の27万4千円の減額につきましては、1目、介護認定審査会費においては、30万6千円の減額で、審査会開催数に増減はないものの、実績による23人の欠席による減に伴う報酬・費用弁償の減額が主なものになります。2目、認定調査等費においては、3万2千円の増額で、職員給与費等の人件費63万8千円の増額、申請件数の減少に伴う主治医意見書等作成手数料等57万2千円の減額が主なものです。

163ページをお願いします。下段の2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス給付費の増に伴う9億4428万6千円の増額から166ページ上段の6項、その他諸費、1目、審査支払手数料43万6千円の増額までの増減につきましては、今年度前半の給付費の実績をもとに、各給付費の決算見込みを行い、保険給付費8928万4千円増額補正し、給付総額を131億1500万8千円にするものです。

次に166ページの3款、地域支援事業費、1項、事業管理費の349万2千円の増額につきましては、人件費の増額236万円及び総合事業支援システム導入委託料113万2千円になります。

167ページの同款、2項、介護予防事業費の211万3千円の減額につきましては、一次予防事業54万2千円、二次予防事業の各種教室等の事業190万6千円の減に伴う手数料及び委託料の減額及び総合事業実施に伴う他市町村での利用者に係る費用としての総合事業清算金33万5千円の増額になります。同じく同款、3項、包括的支援事業・任意事業費の509万9千円の減額につきましては、説明欄にあります各事業の増減に伴う減額によるものです。

次に168ページの4款、基金積立金、1項、基金積立金253万1千円の増額は、介護保険給付費等準備基金の積立金増額になります。

次に169ページの5款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金8682万5千円の増額につきましては、国・県の前年度の介護給付費負担金の確定により、超過受け入れ分8682万5千円を返還するものです。

次に、歳入について説明いたします。157ページをお願いします。1款、保険料、1項、介護保険料の1711万4千円の減額につきましては、第1号被保険者保険料の現年度分特別徴収保険料739万3千円の減額及び現年度分普通徴収の減額1365万1千円及び滞納繰越普通徴収保険料の増額393万円を相殺したものです。これは、7月の本算定状況から決算額を見込み、それぞれの比率の増減に伴い、特別徴収及び普通徴収においては減額補正するものです。同じく、2款、使用料及び手数料10万8千円の増額の主なものは、1項、2目、総務手数料8万円の増額、指定申請手数料の増5件11万円、指定更新手数料2件減、3万円を相殺したものです。同じく、157ページの3款、国庫支出金から158ページの4款、支払基金交付金、及び5款、県支出金は、歳出の保険給付費及び地域支援事業費等の補正に応じて、それぞれの負担割合で歳入額の増減補正をしております。

次に、159ページの6款、財産収入42万5千円の増額については、基金利子及び運用収入の増額になります。同じく、7款、繰入金、1項、一般会計繰入金1299万4千円の増額については、歳出の保険給付費等に決算見込みに応じ、それぞれの負担割合で増減補正したものです。

次に160ページの8款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金1億1883万7千円の増額は、前年度繰越金を計上するものです。9款、諸収入、3項、雑入、347万7千円の増額

は、給付費返納金 5 8 万 3 千円の増額及び第三者納付金 5 4 4 万 5 千円の増額が主なものです。第三者納付金 5 4 4 万 5 千円につきましては、平成 2 5 年 2 月に発生しました交通事故の損害賠償金の額の確定に伴うものです。歳出において、第三者行為求償事務処理手数料として、5 5 万 2 5 4 4 円を計上しています。

続きまして、介護サービス事業勘定について、補足説明いたします。

1 7 5 ページをお願いします。歳入歳出ともに、介護サービス事業勘定につきましては、全体で 6 4 万 5 千円の減額となっております。

1 7 8 ページをお願いいたします。歳出において、主なものは、2 款、事業費、1 項、居宅介護事業費、1 目、居宅介護事業費の職員給与費嘱託職員分において、2 7 万 9 千円の減額、及び同目のその他の居宅介護支援事業費において、9 万 8 千円の減額になります。

1 7 7 ページをお願いいたします。歳入においては、決算見込みにより 1 款、サービス収入 1 項、予防給付費収入において、6 8 4 万 1 千円の減額、2 款、1 項、一般会計繰入金において、事務費等繰入金 6 1 7 万 8 千円の増額が主なものになります。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

1 5 7 ページの歳入ですけれど、減額補正になってはいますが、これも先ほどと同じように人口は減っても、高齢者の人口は減ってないような気はしますが、これの減額の理由を教えてください。

○介護保険課長

この減額につきましては、先ほども申しましたけれども、当初予算段階では、仮算定の段階で人数等を見積もっておったわけですが、段階区分をしておったわけですが、実際には 7 月に本算定を行います。その間の異動の関係がございます。それと金額が出ておりますのは、当初予算の段階では、国の、いわゆる保険料区分が 1 1 段階でございました。本市においては、1 5 段階というような形で細分化した部分がございます。そこら辺の異動、細分化した部分の異動による減額が生じたものでございます。

○宮嶋委員

全体的な人数よりもいわゆる低所得の方が多かったということでもいいんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 1 0 : 3 6

再開 1 0 : 3 7

委員会を再開いたします。

○介護保険課長

先ほども申しましたが、1 1 段階の区分で国が示したものを、2 7 年度の改正によりまして、1 5 段階ということになっておりますので、1 1 段階の枠の中に入っておったものを細分化すれば、当然下部の部分ができてきますので、そちらの部分に異動になった方がふえたということでご理解をお願いいたします。

○宮嶋委員

私が申し上げていることと同じではないんですかね。いいですかね。それでは、その下に滞納繰越分の普通徴収というのが上がってきているんですけれども、介護保険の場合、滞納している方に対して、国保の場合は、先ほど資格証だとかいうふうなことを申し上げましたけれども、そういうことがあるのかどうか、教えてください。

○介護保険課長

滞納ということで資格証の部分は特にございませぬけれども、例えば滞納期間がふえた場合については、1割から3割といったことで明記していつて、サービス費の個人負担がふえてくるといつたことが生じることになろうかと思いつます。

○宮嶋委員

滞納された期間によつては、いわゆるサービスを受ける利用料、これが1割負担ではなくて、2割負担、3割負担というのがあるということですか。

○介護保険課長

詳しく申しますと、滞納期間によりまして、1割負担といつたのが、全額負担になつて、あとから1割負担の分が戻ってくるといつたことで、さらに滞納が進みますと、いわゆる1割負担が3割負担に、いま1割負担と2割負担の方がございませぬので、所得に応じていますので、そいつた方につきましては、3割負担をしていただくといふような形になろうかと思いつます。

○宮嶋委員

結局、全額負担といふことは、いわゆる国保でいつ資格証と同じことになるわけですよ。そいつうものが出されているんですか。介護保険の場合。

○介護保険課長

介護保険制度におきましては、国の法律に基づいて行つておりますので、法に基づいて、そいつういつ規定がございませぬので、それに基づいて行つておるといつことでございませぬ。

○宮嶋委員

ちなみに、現在、どのくらいの方がそれに該当されていますか。

○介護保険課長

今資料がございませぬので、正確な数字はお答えできませんが、3割負担の方で、私の記憶によりまして大体2、3人程度おられたかと思いつます。

○宮嶋委員

2、3人程度で少ないかなといふふうにおっしゃるんだらうと思いつますけども、結局滞納したら、そいつう形になつてサービスを、もう最初から介護認定を受けないとか、そいつう事態になるだらうと思いつますよね。はい、わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

介護保険の場合は、どうしても高齢になつて介護を受けなければいけない方にとつて、滞納していたらサービスが受けられないといふような制度になっていることに対して、反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第127号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よつて、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第128号 平成28年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

議案第128号の補足説明をいたします。補正予算書の181ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4714万8千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8182万5千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

185ページをお願いいたします。歳出予算の主なものについてご説明いたします。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、512万2千円の増につきましては、人件費の増等によるものでございます。

186ページをお願いいたします。2款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、平成27年度の出納整理期間中に収納しました、前年度保険料繰越分を納付するもので、4252万4千円を増額いたしております。

184ページをお願いいたします。歳入予算についてご説明いたします。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、歳出予算の総務費の増等により、457万7千円を増額いたしております。4款、繰越金につきましては、平成27年度の出納閉鎖期間における平成28年4月及び5月収納分の保険料4257万1千円を計上いたしております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

収入で聞くのですかね、185ページ、徴収費とは関係ないですね。介護保険と同じように滞納した場合にはどういうふうになっているのか。1割負担とか、2割負担とか、またこの場合もあるのかどうか、お尋ねします。

○医療保険課長

介護保険のように負担割合がふえるというようなことはございませんが、国保と同様に後期高齢者に係る資格証及び短期証につきまして、県の後期高齢者広域連合におきまして、被保険者の保険料の滞納状況等により、短期証が発行されるということはございます。

○宮嶋委員

短期証だけしかないんですか、資格証はないんですか。

○委員長

予算審議に関して、質疑をお願いします。

○宮嶋委員

短期証の人数を教えてください。

○医療保険課長

平成27年度の数字でお答えさせていただきます。平成27年度3月末現在の数字ですが、短期証の交付件数は28件でございました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

後期高齢者ということで、以前から申し上げていますように、高齢者を差別するこの保険制度に対しては、反対します。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第128号 平成28年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第139号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第139号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。

議案書の11ページをお願いいたします。今回の改正は、所得税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案書の13ページをお願いいたします。新旧対照表により、主な改正内容についてご説明いたします。第24条は、保険税の減額に関する規定でございますが、地方税法の規定に基づき、第1号は7割軽減、第2号は5割軽減の額について規定をしております。

現行の特定継続世帯に対する軽減措置につきましては、平成25年の地方税法改正に伴い、国保税条例の一部改正を行い、新たに設けたところですが、軽減額の算出にあたり、円未満の額を切り捨てた額となっており、このことは、法令に照らし適当でないということで、今回、新旧対照表に記載のとおり改正をしようとするものでございます。

施行期日につきましては、平成29年1月1日としておりますが、この改正分につきましては、平成25年度以降の年度分の国保税について適用することとし、適切な軽減措置を受けられなかった被保険者の方々には、本議案の議決後、還付をすることといたしております。なお、現時点で、還付の対象となります世帯数及び還付金の総額は、5世帯、500円となっております。

次に、附則におきまして、第19項「特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例」及び14ページになりますが、第20項「特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例」の2項を加えようとするものでございます。

これにつきましては、所得税法等の一部改正に伴い、特例適用利子及び特例適用配当等につきまして、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用います総所得金額に含めるというものでございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

よくわからなかったんですが、例えば一番最後の桁を切り捨てていたのを、切り上げるということで、この1円ずつが上がるということですかね。意味がわかりません。

○医療保険課長

今委員おっしゃいますとおり、円未満の端数を切り捨てておりましたものを、これは法令に照らして適当でないという解釈がございまして、これを切り上げて1円ふやすということでの改正でございます。

○宮嶋委員

法に照らしてという、その法の根拠はどういうことになっていますか。

○医療保険課長

地方税法そのものには、円未満を切り上げるというような細かい規定はございませんが、法の趣旨としまして、この減額する額につきまして、条例に規定する額の端数処理につきましては、円未満の額を四捨五入、または切り捨てることは四捨部分の額、また切り捨てられた部分の額は実質的に減額割合を下回ることとなるということから、法令に照らして適当でないという法の解釈に基づき、改正をするものでございます。

○宮嶋委員

法律は変わってないと、解釈が変わったということですか。

○医療保険課長

法の改正につきましては、25年に改正がされておりますけれども、解釈そのものが変わったわけではなくて、平成25年におきまして、国保税条例の改正をする際に、この趣旨を取り違えて規程をしていたということでございます。

○宮嶋委員

解釈ということであれば、そのことを書いた文書というのは、規則とかいろいろあるんでしょうけれど、そういうのがあるんですか。

○医療保険課長

この法の解説書籍等にこういった記述がございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

法が変わらないのに、解釈の部分を変えて、どの単価になっても1円しかふえないんでしょうけども、こういうことは許されないのではないかなというふうに思いますので、反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第139号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第141号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部改正する条例」及び「議案第149号 財産の譲渡（幸袋子ども園舎）」、以上2件は関連がございますので、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案第141号 飯塚市就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明いたします。

議案書の19ページ、20ページの新旧対照表をお願いいたします。飯塚市立幸袋こども園は平成29年4月1日より民営化のため、飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例別表の区分、幼保連携型認定こども園、名称、飯塚市立幸袋こども園、住所、飯塚市中513番地5、中513番地45を削除するものです。

続きまして、「議案第149号 財産の譲渡（飯塚市立幸袋こども園）」について補足説明いたします。議案書70ページをお願いいたします。71ページには平面図、72ページ、73ページには位置図を添付させていただいております。

財産処分の内容としまして、1. 譲渡する財産は幸袋こども園舎、所在地は保育園舎、飯塚市中513番地45、幼稚園舎、飯塚市中513番地5。構造は保育園舎、鉄筋コンクリート造2階建、幼稚園舎、木造平屋建、幼稚園舎敷に物置として鉄骨プレハブ。床面積は1097.73平方メートル、そのうち保育園舎546.94平方メートル、幼稚園舎529.79平方メートル、物置のプレハブは21.00平方メートルです。

2. 譲渡の相手方は飯塚市大日寺512番地273、社会福祉法人三和会、代表者、理事長、柴田美恵子。社会福祉法人三和会理事長につきましては、平成28年4月1日付けで林田正紀氏より柴田美恵子氏に変更され、同年4月14日に登記済みであります。

なお、建物は無償譲渡の決定にあたりましては、飯塚市財産管理審議会、及び附属機関であります公立保育所・幼稚園あり方検討委員会の審議、協議を受けた中で決定しております。

また、物品、遊具及び備品につきましては、飯塚市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第6条第1号の規定により無償譲与と考えております。土地につきましては、保育所運営を安定的に継続するために、有償貸付で考えております。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

まず、公立であったものが、民営化されるわけです。いま移行期間であるかと思いますが、その移行作業については順調であるのか、どうなのか、その点についてお聞かせください。

○子育て支援課長

今のところ3回、移行先の三和会と認定こども園の幸袋のほうで保護者会で協議を行っております。順調に行っております。

○江口委員

前例でしたら、例えば何か月か先方さんから派遣されてこられた方が一緒に保育をされるといったこともありました。その点についてはどのようになっておりますか。

○子育て支援課長

今度なられる園長ほか、保育士が6月から交代で見えられて、一緒に保育を見たり、されております。

○江口委員

先ほど財産管理審議会等々で、この財産の譲渡については無償と決まったというお話ございました。保育所を幾つか民営化していく中で、有償で譲渡した事例もあったかと思えます。この案件が無償となった、その背景をお聞かせください。

○子育て支援課長

基準になっている鑑定価格の園ですけれども、横田保育園が基準となっております。その鑑定額から上回った鑑定額になりましたら、有償になりますし、下回りましたら無償ということとなっております。資産価値はですね、保育園舎は2946万円、そして幼稚園舎は0円となっております。横田保育園の民営化時点ですけれども、17年4月1日の鑑定価格は3840万円です。

○江口委員

最後に、土地については、有償で貸し付けというお話がございました。その地代については、年間どの程度になるのか、それともう1点は、ずっと有償貸し付けになるのか、それとも例えば、何年か経って売却というふうな形になるのか、そちらについてはどのようになるのか、お聞かせください。

○子育て支援課長

土地の面積で試算しましたところ、保育園舎は1316.32平方メートル、幼稚園舎のほ

うは2698.00平方メートルです。年額として約78万円の借地料をいただくのではないかと考えております。無償払い下げということなんですけども、契約としては30年間有償でということで、その30年間のあとは更新ということになります。現段階では有償貸し付けの考えでおります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

最初の江口委員の質問と同じようになるんですけども、認定こども園の民間移譲については、本市でも初めてであると思えますし、県下でも初めてではないかと思っております。移譲手続について順調と聞いておりますけども、4月1日に完全以降になるまで双方が移譲先と本市が相互に協力してスムーズに事務手続を生かしていただくようにできますか。お互いが相互に協力していただくことをお願いしたいんですけども、大丈夫でしょうか。

○子育て支援課長

本日も朝から三和会事務長さんが見えられて、うちの職員と移譲のことの書類関係などの整備を行っております。4月1日に完全に開設できるようにやっています。大丈夫です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

認定こども園の民営化ということで、定数とかに変更はないのかどうか、お尋ねします。

○子育て支援課長

幸袋保育所、幼稚園ですけども、現在1号認定が70人、2号認定が55人、3号認定が35人です。移譲後につきましては、1号認定が60人、そして2号認定が55人、3号認定は35人となっております。

○宮嶋委員

いま本当に待機児童の問題のことで大変問題になっておりますので、ぜひ定数をふやせる状況をつくっていただくのと、保育士さんは当初はきちんとそれが運営できるように確保されているんでしょうけれども、きちんとやっていただかないと、また大変なことになるのではないかなと思います。やっぱり公立であれば、正規の職員であれば保育士さんが集まってくるということが、この間も証明されたわけですから、ぜひ市が責任を持ってやっていただきたい。民営化でなくて、公立でやってもらいたいというふうに思っています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

あくまでも、保育で子どもを育てるという観点から――

○委員長

宮嶋委員、一括議題としておりますので、どちらか先に述べてもらって。

○宮嶋委員

両方一緒です。

○委員長

では、そのまま言ってください。

○宮嶋委員

それでは141号と149号に対して、反対討論を行います。市があくまでも公立の保育園

ということで、子育てに責任を持っていただきたいということで、民営化には反対ということで、この両方の議案に対して反対の態度をとります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

議題中、「議案第141号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第149号 財産の譲渡(幸袋こども園舎)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第142号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案142号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明いたします。議案書21ページ、22ページの新旧対照表をお願いします。

小中一貫校建設に伴い、目尾小学校と幸袋小学校を幸袋小学校とし、平恒小学校と楽市小学校を穂波東小学校とされます。そのため、新設の幸袋児童センターは幸袋小学校の位置に改め、楽市児童館と平恒児童館は新設の穂波東児童館とし、穂波東小学校の位置とするため条例改正するものです。目尾児童館と幸袋児童センターを飯塚市中730番地1の幸袋児童センターに改め、また、楽市児童館と平恒児童館を飯塚市平恒1021番地1の穂波東児童館とします。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

幸袋の場合は児童センター、穂波東の場合は児童館というふうになっています。この違いを教えてください。

○子育て支援課長

センターと児童館の区別は面積によるものです。当初、児童センター380、ちょっと記憶が定かじゃないんですけど、380平米以上がセンター、そして250平米以上ぐらいが児童館ということになっておりますので、当初、児童センター、児童館というような建物の名称としております。

○宮嶋委員

それぞれ、どのくらいの面積があるんですか、書いてあるんですかね。

○子育て支援課長

幸袋児童センターは、約580平方メートルです。穂波東児童館は約1065平方メートルとなっております。もともと、幸袋児童センターという名称になっていましたので、引き続き皆さんが呼びやすい、慣れている名称で幸袋児童センターといたしました。穂波のほうは、それぞれで児童館としましたので、穂波の面積は、児童センター並みですけども、児童館というような名称に決定しております。

○宮嶋委員

結局、センターと児童館の線引きというのはいないんじゃないですか。適当なんじゃないです

か。違いますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 10

再開 11 : 10

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

センターは、当初建てるときの面積がその面積以上にありましたので、児童センターというところで、やっております。その児童センターというのは、いろんな体育施設設備なんかも有するということで、このセンターというのになっております。児童館というのは、穂波の場合は、専用施設でありまして、児童クラブの専用施設でありましたので、面積が非常に、教室2部屋ぐらいだったので、狭いので児童館というところで、地元の了解を得て専用室というところでの児童館というところで、開設をしております。

○宮嶋委員

もともと児童館というのは、いわゆる児童クラブの子どもたちが使っている、どういう目的で使うのかで分かれるんじゃないかなと思うんですけども、児童館の場合は、安易に児童クラブの場所がないので、そういう名目で作れば、国の補助金か何かがあるんで、児童館という形で使うけれども、そうなるくと、たしか18歳までぐらいの子どもたちが使えるような施設だったのではないかと、私もうる覚えで申しわけないんですけど、そういうことで、もともとのつくった目的が違うと思うんですね。旧飯塚市の場合は、いわゆる児童クラブの子どもたち専用の施設として、児童センターをつくられたんじゃないかなと。よその自治体でも児童館というのは、そういうふうな青少年の娯楽というか、そういう施設になっているので、便宜上幾つかの部屋を児童クラブで使っているけれども、ここに中学生とか高校生の子どもたちが入って使えるよというふうになっているから、法律のもともとの成り立ちが違うんじゃないかなと思います。いかがですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 13

再開 11 : 25

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

失礼しました。児童館の設置運営要綱を調べましたところ、小型児童館というのが、穂波東児童館というふうな形でいまあるんですけども、小地域の児童を対象として一定の要件を具備した児童館というところ。児童センターのほうは、幸袋児童センターなんですけども、小型児童館の機能に加えて、児童の体力増進に関する設備などを有した児童センターとなっています。幸袋児童館には、マット、跳び箱などを設置しております。

○宮嶋委員

もともとの児童センターと児童館の違いというのをできたら、書いているものはないんですか。そういうのを教えてください。例えば、児童センターは使える人たちの年齢層だとかいうのもあるし、児童館の場合は、これこれの年代が使います。目的としてはこういうことに使いますというのが分かるようになったものがあれば、それがちょっと欲しいです。それと一番聞きたかったのは、これは児童クラブの子どもたちがどちらも専用で使うつもりで整備されているのかどうかというところをお聞きしたかったんで、名前がどうして違うのかなというところから入ったんで、ちょっとはっきりわかるような資料をいただけませんか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 27

再開 11 : 30

委員会を再開いたします。

○宮嶋委員

それでは、名前はもともとからあったということですが、この児童館とセンターの違いについての議論は、また法律に基づいてどういうふうになっているところ辺は別の機会に考えたいと思います。広さは580平方メートルと1060平方メートルあるというふうにおっしゃいました。ここの今の両方の子どもの定員は何人でしょうか。

○子育て支援課長

幸袋児童センターは、集会室3部屋で137人の定員です。穂波東は6部屋ありまして、240人の定員となっております。

○宮嶋委員

それが広さに対する定員、これ以上は入れられませんよという定員ですよ。実際にこの4月からなるのか、4月からはまだわからないのかもしれませんが、ここに子どもたちが何人ずつ入るのかという見込みはありますか。

○子育て支援課長

平成29年4月1日では、合計で131人の児童が入所の申請を行っております。そして楽市、平恒の穂波東につきましては、195名の入所の申請が行われております。

○宮嶋委員

定数にゆっくり余裕があるのかなと思ったら、結局、これはふえてしまうと定員オーバーになるんですね。幸袋児童センターは、幸袋小中一貫校になったら、目尾小学校の子ども幸袋小学校の子ども一緒にこのひとつにセンターにはいるということですよ。

○子育て支援課長

そのとおりであります。

○宮嶋委員

これはできれば、あまりマンモス化しないほうが、子どもたちの安全とか、そういうのが守られるんじゃないかなというところでの質問だったんですが、195人という数ですね。なかなか、大変な数になっています。2カ所に分散しようというようなことは考えられなかったんですかね。

○子育て支援課長

児童クラブは、学校の敷地内に建設するのが子どもたちの安全から考えて最適だと思っておりますので、今の小学校の教室を利用いたしまして、今建設中であります穂波児童館に関しましては、6部屋を利用してということになっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を終結します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

大規模化になるというところで、子どもの安全確保がどうなのかというところ辺で反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第142号 飯塚児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○宮嶋委員

先ほどの議案第139号ですが、私、勘違いをいたしまして、保険税減額という項目が書いてありましたので、切り上げをして、保険料がふえるというふうに、間違った解釈をしていましたけれども、これは、軽減額だということで、今まで1円多く取り過ぎていたということで、正常に戻すということで、これは住民の利益になるというふうなことになるというふうな解釈ができるということで、反対の態度を撤回して賛成させていただきたいと思っておりますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま、宮嶋委員より「議案第139号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、再審査の申し出がございました。

お諮りいたします。議案第139号について、再審査を行うことに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

「議案第139号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。採決いたします。「議案第139号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第144号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○介護保険課長

「議案第144号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の25ページをお願いいたします。平成26年6月「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の規定により、介護保険法及び関係法令が改正され、平成28年4月より地域密着型サービスに地域密着型通所介護が創設されました。この地域密着型通所介護に係る指定を受けた事業所が提供するサービスの基準については、他の地域密着型サービス同様、その基準については、国が定めたものを勘案し、市町村が条例で定めるものとされています。また、市町村の指定基準の条例制定については、施行から1年間の経過措置が設けられ、最も遅い場合には平成29年3月31日施行とされています。なお、条例制定までの間については、厚生労働省令で定める基準を適用することになります。

改正内容については、新旧対照表でご説明いたします。27ページをお願いいたします。

今回の改正は、別表の改正になります。第5条及び第10条関係の非常災害対策及び準用規定において定める別表第1において、ア、イの項を加え、それぞれ、指定地域密着通所介護事業者及び指定療養通所介護事業者を規定し、旧のアからキについて、新のウからケに改め、第6条、第10条、第11条の4、第11条の7関係のサービスの提供に関する記録の整備及び準用規定において定める別表第2において、ウ、エの項を加え、サービスの種類及び整備しておくべき記録の項目をそれぞれ規定し、旧のウからクについて、新のオからコに改め、第6条、第10条、第11条の4、第11条の7関係のサービスの提供に関する記録の整備及び準用規定において定める別表第3において、イ、ウの項を加え、サービスの種類及び整備しておくべ

き記録の項目をそれぞれ規定し、旧のイからエについて、新のエからカに改めるものです。エ、オ、カの項中の改正については、項を加えたことによる項ずれを整備するものです。

具体的には、別表第1において、地域密着型サービスに地域密着型通所介護、療養通所介護を位置づけ、第5条に定める非常災害対策の具体的な計画、関係機関との連携体制等の整備及び訓練の実施を定めるものです。別表第2において、地域密着型通所介護、療養通所介護において、他のサービスと同様に、整備しておく記録として、介護計画及び提供した具体的なサービス内容等の記録を義務化するものです。別表第3において、整備する記録として、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録や前項の（ア）から（ウ）の市への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故の状況の記録・対応記録を義務化するものです。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

追加されたアとイは、具体的にはどういう事業内容なのか、教えていただけますか。

○介護保険課長

アとイということで、別表のほうに、当初、指定地域密着型通所介護事業所とイの指定療養通所介護事業所と、アにつきましても、18人以下の小規模の通所介護事業所ございまして、在宅のほうから通所介護事業所のほうに通われて、そこでのサービスを行うといったものでございます。指定療養通所介護につきましても、常に看護師による観察を必要とする難病の疾患疾病後遺症等の重度の要介護者を対象としたサービスございまして、そういった方の利用者の孤立化の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族介護の負担軽減などを目的とされている事業所でございます。ちなみに福岡県内にはこのサービスはございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第144号 飯塚市介護サービス事業所等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第146号 飯塚市病院事業条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○行財政改革推進課長

議案第146号は組織改変に伴う条例の制定でありますので、本日提出させていただいていきます補足資料から先に説明させていただきます。

資料の左側が、平成28年度の組織機構で、右側が、平成29年度組織機構案となります。現状の組織では、公営企業法に基づく病院事業は、市長部局のこども・健康部が運営し、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業は、上下水道局が運営しております。この公営企業を平成29年度から一つの組織で運営を行なうために組織の見直しを行うものでございます。

表の右側をお願いします。平成29年度は、4つの公営企業を運営するため、新たに企業局を設置いたします。また市立病院の運営につきましても、企業経営課内に病院事業を専門に担当する市立病院経営室を設置するように考えております。

今回の見直しの理由としましては、現行の組織では、医療に対する考え方と病院運営の考え方に矛盾が生じること、また公営企業を一体化することで、適正な企業運営ができ、市立病院の運営姿勢や経営責任を明確にすることができるため行うものでございます。

以上簡単ではございますが、補足資料の説明を終わります。

○健幸・スポーツ課長

「議案第146号 飯塚市病院事業条例」について、補足説明いたします。

本条例案につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、行財政改革に基づく組織の改編により、「上下水道事業」と「病院事業」を一つの「企業局」として設置することに伴い、関係条例の整備を行うものでございます。議案の病院事業関係につきましては、設置等に関する部分と病院事業に関する部分と分ける必要がありますことから、第1条から第7条までの設置等に関する部分は、議案145号に、それ以外の第9条から第16条までの規定について、「市長」とありますものを「企業管理者」に名称の変更し、病院事業条例として制定するものでございます。

なお、附則の「別表第1」及び「別表第2」の利用料金及び手数料の内容に変更はございません。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

○宮嶋委員

先ほど、医療保険のほうは支出を抑えて、なるべく医療費がかからないようにというのと反対に、病院のほうでは収益上げないといけない。相反するというようなことの説明でしたけれども、やはりどちらも、本当に市民の健康、命を守るという立場に立つところでは、同じだと思しますので、これをあえてわかる、相反するからこういう機構に変えるんだということら辺で、納得がいきません。145号と146号、あわせて本会議では討論をしたいと思いますが、146号に対しては反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありますか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第146号 飯塚市病院事業条例」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第148号 契約の締結（若菜児童館建設工事）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○契約課長

「議案第148号 契約の締結（若菜児童館建設工事）」につきまして補足説明をいたします。

議案書の63ページをお願いいたします。議案書63ページの議案第148号「契約の締結」につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものであります。

本件、「若菜児童館建設工事」につきましては、契約金額1億6276万6800円で、

「三協技建株式会社 代表取締役 近藤 俊介」と契約を締結するものであります。

また、工期につきましては、本契約として認められた日から平成29年7月31日までとしております。

本件の入札執行状況につきましては、「条件付き一般競争入札実施要領」に基づき、業者選考委員会において、参加要件等を決定し、10月21日に入札公告を行い、11月9日に入札を執行いたしました。

今回の参加要件ですが、本来であれば、税込み予定価格が1億5千万円以上ですので、S I等級での発注となりますが、告示する段階において、S I等級の業者がすべて手持ちの状態であり、参加可能業者がいなかったため、運用基準の第2条第2号及び第6号を適用し、第2号では、「等級区分に関する要件については、土木一式工事及び建築一式工事の場合において、原則として、別表に規定する設計金額に対応する等級に格付けされた者を条件として設定する」としてありますが、ただし書があり、「S I等級区分の工事において、対象業者数が1者となる場合には、I等級業者も条件として設定する」と規定しています。この運用基準では、対象業者数が0者になることは、想定されていませんが、今回、この運用基準にあてはめ、I等級を設定し、また、運用基準の第2条第6号「第2希望業者の参加に関する要件については、告示日において第1希望の参加可能業者が1者以下の場合に条件として設定する」との規定もあわせて適用し、建築一式工事の工種の第2希望に登録のある業者も条件として設定し、告示を行いました。

入札の結果でございますが、議案書の64ページの入札概要をお願いします。本件につきましては、2者からの入札参加申請があり、2者による入札の結果、予定価格1億6276万6800円に対し、落札額1億6276万6800円、落札率100.00%で「三協技建株式会社」が落札したものであります。

本件の入札につきましては、11月8日に入札を行いました。入札の結果、2者とも予定価格と同額での入札がありましたので、入札を一旦留保し、その場にて、応札業者2者から個別に積算と談合の有無等について事情聴取を行いました。

その結果は、2者ともに自社での積算の結果であることと他社との打合せ又は話し合いを行っていないとのことでした。加えて工事費内訳書につきましても、建築課において確認を行い類似性等についてはないことを確認いたしました。

翌日9日の午前中、飯塚市公正入札調査委員会を開き、事情聴取の内容を報告し、委員会においても、2者の工事内訳書を再度チェックしたが類似性は認められず、事情聴取の結果からも問題はないと結論を得ましたので、同9日午後、2者から誓約書を提出させ、地方自治法施行令の規定によりくじ引きにて落札業者を決定いたしております。

以上、簡単ではありますが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

次に、先の本会議において、審査要望がありました件について、執行部の見解を求めます。

○契約課長

昨日12月13日の本会議におきまして、S I等級の業者ではなく、I等級の業者を条件として設定しているが品質確保ができ、品質管理ができるのかという審査要望がありましたので、ご説明いたします。

審査要望が出ております品質の確保の点については、判断の拠所としたのは総合点数です。

飯塚市競争入札参加者格付基準第6条で、S I等級の設定の要件はI等級に格付された者の中で「I等級の格付基準点数を100点以上上回る」こと、「I等級の上位から2分の1までの者」という2つの要件です。I等級の業者で手持ちのない対象業者の総合点数が、S I等級の点数基準を上回っていることと、工事の概要から、業者選考委員会で審議し、品質が確保できるものと判断しております。

○委員長

議案の補足説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

そもそも論なんですが、この若菜児童館は先ほどの142号での穂波東児童館と同じ捉え方なのか、いわゆる児童クラブが使うということで建てられるのかどうか、お聞きします。

○子育て支援課長

先ほどの穂波東児童館と同じ考えであります。

○宮嶋委員

現在、若菜の児童クラブはどういった形で運営されているのか、お尋ねします。

○子育て支援課長

児童クラブは運営の方法としまして、全児童クラブは、NPO法人青少年健全育成会に委託をしております。若菜児童クラブも同じなんですが、若菜児童クラブは若菜小学校の校舎の3部屋をお借りして、児童館として児童クラブを運営して開設しております。

○宮嶋委員

確かに専用施設があるに越したことはないと思うんですが、今空き教室を3つ使って運営する中で、今どうしてもすぐにここを出なければならぬとか、ここではだめだというような判断で建設をされるのかどうか、お尋ねします。

○子育て支援課長

穂波地区は、遊戯室を持たない児童館として、その中で児童クラブを運営しておりましたが、平準化のためにやっぱり、遊戯室の建設というのが急務になりましたので、遊戯室を建設するにあたり、どこで遊戯室を建設しようかと思ったときに、児童クラブの人数もふえておりますので、運動場の南側に児童館として建設することになりました。

○宮嶋委員

これ以外に空き教室をもっと拡大してというような方法は考えられないんですか。

○子育て支援課長

空き教室をふやして児童クラブを運営することも考えましたが、どうしても遊戯室を建設しなければいけないのがあります。そこで、また学校のほうにも空き教室をお願いしているんですけども、なかなか余裕教室がないというところでのこの建設に踏み切った次第です。

○宮嶋委員

確かに私も専用施設をつくったほうが、管理上も子どもたちの安全だとかいう問題でいけば、賛成なんですけれども、いまこれだけ工事でもめているのは、結局業者がいなくて、建設費も高いところで落札するというような事態がずっと続いているわけです。だから、ここであえて急いで、どうしてもここでこの児童館をつくらぬといけぬのか、その辺の精査をもっとしっかりやっていただきたい。もっと時期を待つべきではなかったのかなというふうな思いがありますが、いかがですか。

○子育て支援課長

児童クラブでの生活環境改善のために、年度当初から実施したかったのですが、現場協議や学校の運動会、修学旅行、行事等の関係から遅れることになりました。一番はやはり児童クラブの子どもたちが体育館で一所懸命遊んでいるんですけども、体育館に行く途中に駐車場を歩いていくんですが、その安全も考えましたら、やはりもう早く建設をしなければならないということになりましたので、建設に踏み込みました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

ちょっと若干趣旨は異なるんですけども、若菜児童館、これは空き教室を今使っている、

遊戯室を持たない児童はここだけですよね、確認いたします。

○子育て支援課長

もう1つ椋本児童館があります。椋本児童館は、学校の図工室を一室お借りして児童クラブを、児童館と学校の空き教室で2つに分かれてやっていますので、そこも早急に工事を、建設をしなければいけないと考えております。

○佐藤委員

ただ、椋本小学校は空き教室ではないと思うんですね。独立した児童館を持っていると思うんですね。若菜小学校は20数年前に先駆けてつくって、当時の校長先生の英断で空き教室を使ったんですね、最初は1教室、それから、2教室にさせていただいて、それでも足りんから、管理人室をぶち破って、改造した経緯がございます。そのためにも、前期から一般質問なりで、ここの整備をするように訴えていきました。私はもうちょっと早くしてほしかったという思いがあるんですけども、そこで趣旨はここで一緒になるんですけども、業者が今いない中、何でこの時期に発注したのか。なぜ必要性があったのかについてお伺いいたします。

○子育て支援課長

先ほどもお話ししましたけども、学校の運動会、修学旅行、行事等の関係からまた1年先延ばししたら、またその関係が見えてきますし、若菜小学校の大規模改修、ランチルームの建設、改修も次の年に控えておりますので、1年遅れることがちょっと厳しい状態にありましたので、今回の工事となりました。

○佐藤委員

そうなんですね。夏休み中の子どもの状況とか、学童保育にいま詰め込まれている状況を見るとですね、これを伸ばしてということは、私は絶対言えないと思うんで、私は早くしてほしいという思いです。それと本会議でも品質の確保という点で、再三指摘されておりましたけども、品質の確保は本当に大丈夫なのか、もう一度意気込みなり、思いをお聞かせください。

○建築課長

工事期間中の品質の確保の管理体制といたしましては、設計を行いましたコンサルを工事管理者として配置いたしまして、主に品質使用等の管理を行い、建築家のほうで依頼課であります、子育て支援課のほうと共同で協議を行いながら、品質や安全、行程面を含めた全体的な管理を建築家のほうで指導していきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○森山委員

この頃ずっと100%の入札があって、我々議員団のほうも批判を受けております。それで行政のほうも、これは我々のこの委員会で申し上げることではないんですが、一応こういう形ですから、外れるかもわかりませんが、もう少しこういう問題を、先ほど言われた原則という言葉、この原則は適当に使われる言葉なんですよ。良い方でも使えるし、悪いほうでも使えるし、何年か前もそういう中で論議をされたらろうと思っておりますけども、今後、我々議会のほうも頑張りますし、判断するのはこちらのほうなんです。一般市民の方は、お前たちが判断しているから100%になっているんじゃないかと言われております。この前の政治倫理条例の資産公開のときでも、資産公開だけの話でもよかったんですけど、それに加えて議員が100%を認めているんじゃないかということで、我々も全然責任がないとは思いません。しかしやっぱり、上がってきたものについて、談合もあってないという形で上がってくれば、これはやっぱり業者さんに対してだめよということとは言えないし、生活もかかっているということと、我々がやっぱり地元優先に業者さんをお願いしたいということで、議会側として執行部のほうをお願いした経緯がありますので、そこを今後、総務委員会の中で入札制度の問題がですね、ケース・バイ・ケースもあると思います。今回の場合、ケース・バイ・ケース

が多すぎたということと、やっぱり業者さんに対して甘えている。5件に5者しかないとかいう、本当に我々議員団がどうのこうのじゃなくして、皆さんのためにやっていただきたいという気持ちがあるんですけど、そここのところも十二分に考えていただいてですね、今後、総務委員会の中で十二分にこの件を煮詰めていただきたいと思っておりますので、副市長、ひとつよろしく願いいたします。

○副市長

いまご指摘のありました、確かに合併して平成26年から、27、28年とそれまでやってきた入札制度の例外としていろいろ取り組んでやってまいりました。それには例えば、これは以前にもご説明したかと思うんですけど、学校のほうの大規模改修の耐震化は27年度までにしなさいというようなご指導、それから中活にしても5年間という縛りの中で、いろいろな補助事業をやる時には一定の年限がきますので、その中で処理し、そういうことが、大型の事業が重なったことは事実でございます。ただ、そうは言いながらも、先々のこと、これから20年後、30年後、いま固めて工事をすると、恐らく将来30年、40年で古くなる時期は恐らく一緒に、そのとき果たして財源的なものがどうかということは、当然我々も年頭に置いて事業をある程度の平準化しながらしていきたいという思いがありましたけれども、今回の若菜の件につきましても、先ほど佐藤委員のほうから趣旨がありました、長年あそこをずっと待たせていたという経過もございます。1カ所だった。それをやっぱりまた1年伸ばすのかということ、それはやっぱりできないだろうということで、今回は、そういうもろもろの条件がいろいろあって、そして工事にかかるいろいろな当初予定していなかった問題も発生して、少し当初はばらして、開校時期なんかはやっておったんですが、いろんな形でそれが一緒になったりとかいうことで、重なった部分もあります。ただ、それは言いわけじゃないと言われる部分があるかもわかりませんが、今後は基本的に、今年度は恐らく最後だと思いたいんですが、29年度に一部引っかかるかどうかと、これは今度の当初予算を見てどういう事業計画になっているかを見て、基本的にこういうことが、起こらないように最大限注意していきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

いま副市長の話もありましたけれども、建設関係が集中しまして、本当に100%で落札というのは、どう考えても納得できないと思うんですよね。本当に業者が仕事をしようとするのであれば、1者だけだったら100%で出せば落札できますけれども、ほかに業者があるのであれば、1%でも下げる、結局1%収入が減るかもしれないけれども、実をとるところでは、どう考えてみても100%で応札するという、談合はなかったと、きちんと調べましたということですけども、こういうのが続いています。100%入札というのは、認められないという立場で反対します。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第148号 契約の締結（若菜児童館建設工事）」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出が  
あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市民生委員児童委員の一斉改選について」、報告を求めます。

○保護課長

「飯塚市民生委員児童委員の一斉改選について」ご報告させていただきます。平成25年  
12月1日に委嘱を受けられた飯塚市の民生委員児童委員の皆さんが3年間の任期満了を迎え  
られ、今回一斉改選が行われました。今回は再任を含め、新たに286名の皆さんが、平成  
28年12月1日から平成31年11月30日まで3年間の任期で、厚生労働大臣から委嘱を  
受けられました。この委嘱に伴いまして、平成28年12月2日にコスモスコモン大ホールに  
おいて委嘱状の伝達式を執り行っております。

今回の一斉改選におきましては、定数294名に対し、286名が委員に就任されておしま  
す。内訳は、再任221名、新任65名、男女別では、男性114名、女性172名となつて  
おります。欠員の8名につきましては、そのうち4名の委員が1月1日付での委嘱を予定して  
おり、残り4名につきましては、欠員地区で調整が行われたのち、民生委員推薦会に諮り、後  
日委嘱される予定でございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○佐藤委員

4名がまだ、めどが立っていないということですが、やはり4名でもいなかったらその  
地域は大変困ると思うんですね。積極的に4名の欠員の解消に努めていただきたいことを要望  
します。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

○宮嶋委員

全国的にもそうですけれども、なかなか地域で聞きましても、もう自分が世話するどころか、  
世話をしてもらいたい年齢になっていると、変わりたいというお話をよくお聞きするんですけ  
れども、この今286名の方の平均年齢とかわかりましたら、最高齢がいくつになるかわかり  
ますか。

○保護課長

大変申しわけありませんが、平均年齢については把握しておりません。ただ、任期の年齢制  
限というのは、75歳というものがあります。しかしながら、この75歳を超えた委員さんが  
非常に多数おられます。特例という形をお願いをしておりますが、これについても、改善を今  
後していかなくていけないというふうに事務局としてもしっかり考えておりますので、地域に  
対して今後も一所懸命働きかけていきたいと、そういうふうに考えております。

○宮嶋委員

ぜひ、選考される方も大変だろうし、一度引き受けたらやめさせてもらえないという声もあ  
ります。やっぱり、お世話できる方は幾らお歳をとられても、本当にできる方には、ぜひ経験  
を持ってやっていただきたいと思いますが、その辺の配慮を、ぜひお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願いたします。

次に、「国民健康保険制度改革の概要について」報告を求めます。

#### ○医療保険課長

国保制度改革の概要等について、ご報告いたします。

国保制度改革の概要等につきましては、本年3月の定例会中の委員会におきまして、概要をご報告しておりましたが、改めてその概要と現在の検討状況等につきまして、ご報告いたします。

資料の1ページをお願いいたします。今回の国保制度改革につきましては、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととなっております。また、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。中段の図にありますように、現行では、市町村が個別に運営をしておりますが、改革後は、都道府県が財政運営の責任を担うなど中心的役割を果たすこととなり、都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を市町村が納付し、都道府県は、給付費に必要な費用を、全額、市町村に支払うことで、安定的な財政運営が図られることとなります。

2ページをお願いいたします。改革後の国保の運営に係る都道府県と市町村それぞれの役割ですが、運営のあり方、都道府県及び市町村における主な役割につきまして、財政運営、資格管理、保険料の決定、賦課・徴収、保険給付、保健事業の区分ごとに整理したものでございます。内容の説明は省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。国保制度改革の主な流れですが、都道府県、市町村の欄をご覧ください。既に各都道府県で、国保制度改革に向けた協議の場が設置されておりますが、平成29年度におきまして、地域の実情を踏まえ、各市町村の納付金の額の算定ルールや国保の運営方針、更には、平成30年度の各市町村の納付金の額や、標準保険料率の検討・決定が行われ、市町村におきましては、これを参考にして実際の保険料率等を決定していくこととなります。

4ページをお願いいたします。平成28年度における都道府県・市町村の主な準備事務ですが、特に市町村におきましては、右側の欄になりますが、平成30年度以降のシステム対応のための自庁システムの改修や、都道府県による納付金・標準保険料率試算のためのデータの収集及び県への提供を行っているところです。

5ページをお願いいたします。福岡県における検討体制等ですが、昨年9月に県と市町村の協議の場であります「国保共同運営準備協議会」が設置され、平成30年度からの国民健康保険の在り方等についての協議が行われております。

6ページをお願いいたします。納付金の算定方法・保険料の標準設定ですが、保険料（税）の県内均一化につきましては、記書きにありますように、福岡県では「平成30年度、直ちには保険料の県内均一化は行わず、納付金額の設定や医療費適正化の取り組みを通じ市町村の医療費水準の平準化を図り、中長期的にゆるやかに図っていくこととし、今後、県において定める国保運営方針に、その方向性等について記載することとする」というふうに取りまとめられております。ちなみに、大阪府や一部の県では、平成30年度から保険料の県内均一化をする方向で協議が進められていると聞いております。

7ページをお願いいたします。それでは、実際の国保事業費納付金の算定方法や保険料の標準設定のイメージにつきまして、ご説明したいと思います。まず、納付金の算定にあたりましては、県全体の保険給付費及び公費等を推計し、納付金算定基礎額が算出されます。これを、応益分と応能分に区分し、市町村ごとの納付金算定基礎額が算定されます。

8ページをお願いいたします。次に、保険料の標準設定ですが、先程の納付金算定基礎額を、

応益分は、各市町村の被保険者数や世帯数に応じて、また、応能分は、所得総額が県全体に占める比率により按分し、各市町村に割り当てられ、矢印の下にありますように、応益シェアや応能シェアに応じて負担額が設定されます。

9ページをお願いいたします。先ほどの市町村ごとに算定した額を、更に年齢調整後の医療費水準に応じて調整が行われます。図の右側に記載しておりますように、これによって、1人当たり医療費が県平均よりも低いA市町村では、負担が減少することになりますし、1人当たり医療費が県平均よりも高いB市町村では、負担が増大することとなり、この場合には、激変緩和措置が講じられることとなっております。次に、標準保険料率算定のための納付金額の調整ということですが、市町村標準保険料率を算定するにあたっては、各市町村が可能な限りそのまま保険料率決定の参考にすることができるよう、必要な項目について、上段の④で調整した各市町村の額を個別に加減算することとなっております。例えば、納付金額から、①から③、これは10ページにあります公費に当たる部分ですが、これを減算し、各市町村が個別に実施しております、⑤の保健事業等に要する経費を加算した額が、市町村ごとの標準保険料率の算定ベースとなります。そして、10ページの⑥にありますように、⑤で算定した額を、標準的な収納率により割り戻した、保険料総額を基に標準保険料率等を算定し、市町村へ提示されることとなっております。県が提示する保険料率につきましては、福岡県標準保険料、市町村標準保険料及び各市町村の算定方式による保険料の3つがございます。本市では、4方式を採用しておりますので、4方式で算定した場合の保険料率が示されることとなっております。

11ページをお願いいたします。市町村におきましては、県から提示された標準保険料率等を参考に、実際の保険料(税)率を決定していくこととなりますが、収納率向上等により、保険料率の上昇を抑制することができるということになります。

以上が、国保事業費納付金や標準保険料率の算定のイメージですが、もう一度、簡単に整理をしますと、市町村ごとの保険料率の設定につきましては、まず、県全体の納付金算定基礎額から市町村ごとの納付金額を算定し、これに被保険者数や世帯数、所得水準、医療費水準、更には標準的な収納率等を加味した上で、市町村ごとの標準保険料率等が算定されることとなります。現在、県の協議会では、標準保険料率の算定にあたって、医療費水準をどの程度反映させるのか、また、標準的な収納率をどのように設定するのかといったことが、協議されているところでございます。今後、福岡県における標準保険料率等の算定ルールが決定し、実際の標準保険料率等が示されるのは、来年夏以降になるものと思われま

す。12ページをお願いいたします。事務の標準化等の検討につきましては、現在、住民サービスの向上・均一化、行政コストの縮減及び保険者機能の強化、平成30年度からの新たな事務への対応に係る事務等について、協議が進められているところでございます。

最後に、今後のスケジュールですが、先ほども若干ご説明いたしました、納付金の算定方法や保険料の標準設定等に関しましては、来年3月頃までに方針が決定され、7月から9月にかけて納付金や標準保険料率等が決定される予定となっております。これを受けまして、各市町村では、実際の保険料率を検討し、国保運営協議会に諮った上で、条例改正を行うといったスケジュールとなります。

また、事務の共通化・収納及び医療費適正化等に関しましては、今後、引き続き協議が進められ、平成30年1月頃までに決定されることとなっております。

以上で、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承を願います。

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。